

さぬきフラワーガーデン温室等再編整備計画策定業務委託仕様書

1 業務目的

昭和 62 年、園芸作物の研究拠点施設として開所したさぬきフラワーガーデン（香川県園芸総合センター）は、県オリジナル品種種苗供給の役割や、花き生産者に向けた栽培展示機能とともに、約 80 種の日本有数の梅園や県オリジナル品種を含む年間約 60 品種の花、しだれ桜や香川県が誇る盆栽を無料で観賞できるスポットとして、県民に親しまれてきた。

しかし、開所後 38 年が経過し、主要な施設、設備の老朽化や、時代の変化に伴う利用者ニーズの変化など、課題が生じてきていることから、令和 6 年度に一部施設の改修や展示内容の刷新によるリニューアルを実施し、「花と緑に触れ合う、憩い・学びのさぬきフラワーガーデン」として、幅広い年齢層が来園するようになったところである。

今後、研究拠点施設としての機能を活かし、花き産業の振興につなげられるよう、一般県民や花きの生産者、流通関係者へ花きに関する研究成果を展示・情報発信する施設としての機能を強化するために、老朽化した展示温室の再整備を中心とした整備計画を策定することとする。

2 業務期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（金）まで

3 業務の内容

上記目的をふまえ、さぬきフラワーガーデン温室等再編整備計画の策定業務を行う。業務の履行にあたり、電話、オンライン会議等により香川県と随時打合せを実施すること。なお計画策定の対象とする範囲は、別紙計画地内の網掛け部分とし、下記事項の内容を盛り込むこととする。

(1) 現況の把握

再編整備計画策定にあたり、当施設のおかれた現況の把握と整理をすること。

(2) 温室等再編整備内容の提案

下記(ア)から(エ)までの内容を検討・設定すること。

(ア)施設の現状と機能の分析

(イ)整備する施設の機能と役割の提案

(ウ)計画地内のゾーニング・動線の提案

(エ)整備する施設の管理にかかるランニングコストの算出

(3) 施設概略図の作成

提案した内容のパース図、平面図等を作成すること。

なお、作成にあたって、現地の測量等が必要な場合は実施すること。

(4) 整備に要する概算事業費の算出

各整備に要する経費（設計料・施工費等）を算出すること。

(5) 整備に係る概算工期の算出

各整備に要する工期を算出すること。

- (6) 上記の業務内容に示したもののほか、再編整備計画策定に必要であると認められる事項についても積極的に提案、調整すること。

4 業務の実施に当たり考慮すべき事項

(1) 管理運営費の考え方

園芸総合センターは、現在、開かれた試験研究施設として、一般県民むけに展示を観賞できるよう無料で開放を行っており、今後も運営手法は変えず、無料での開放を予定している。

(2) 運営体制の分析・提案

他県の植物園等の運営体制を考慮しながら、計画内容の実現にあたり、必要な人員や体制を分析し、提案すること。

(3) 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の活用

本整備事業は、令和8年度新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の拠点整備事業を活用する予定であり、本交付金の趣旨を踏まえて、自主性と創意工夫に基づいた、地方創生に資する地域独自の取組を提案に盛り込むこと。

(4) 周辺施設との連携

現状の把握、整備内容の提案に際して、さぬき空港公園等の周辺施設との連携に留意すること。

(5) 中間報告の実施

令和7年12月25日までに、それまでの業務の進捗と決定事項を取りまとめ、中間報告を実施すること。

5 成果品の提出

受託者は、業務完了後、遅滞なく業務の成果に関する報告書を県に提出すること。なお、パース図やイメージイラスト等、構成パーツの電子データも別途提出すること。

成果品：製本版（印刷物）10部、電子媒体（CD-R等）1部

6 著作権

(1) 著作権の帰属等

本業務で新たに生じた著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）から第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）までに規定する全ての権利）については、県に帰属するものとする。

(2) 著作者人格権の不行使

受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

(3) 第三者が権利を有する著作物

納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、県が特に使用を指示した場合を除き、受託者の責任と負担において、当該既存著作物の使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。

(4) 第三者との紛争処理

本業務に基づく作業及び成果物に関して、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任と負担において一切を処理すること。

7 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、県と十分に打合せを行い、県の承認を得た上で行うこと。
- (2) 受託者が行う業務については、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。
ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、その一部を委託することができる。
- (3) 県は、業務実施過程で本提案要領記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (4) 業務の実施に当たって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。
- (5) 提出された提案書については返却しないものとする。
- (6) 本提案に要する費用は提案者の負担とする。